

すくすくスクール・学童クラブの時間延長に関する陳情

(文教委員会付託)

受理番号 第 7 号

受理年月日 令和元年 6 月 4 日

付託年月日 令和元年 6 月 2 0 日

陳 情 者
.

陳 情 原 文 江戸川区では、小学校の放課後や土曜日等に小学校の一室を利用して、児童が自由な活動ができる場として「学童クラブ登録」とそれ以外の「すくすく登録」（以下、すくすくスクール）があります。（前提として、江戸川区が実施しているすくすくスクール事業は、厚生労働省が学童保育と定義する「放課後児童健全育成事業」ではなく、児童福祉法の対象外の独自の制度です。）

児童福祉法は、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない。」という趣旨を掲げており、地方自治体は、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うことになっています。ほとんどの自治体においては、この児童福祉法の適用の下に学童事業が実施されているのに対して、江戸川区は独自の制度で運営を行っております。

そのため、就労されている保護者の勤務条件を考慮しつつも、家族のもとを恒常的に長時間離れて過ごすことが、子どもの健全育成の支障とならないよう配慮したものとして、昨今の多様化する勤務条件の中で就労し、子育てと仕事を両立されている家庭があること、子どもへの安全上の不安を抱えている家庭があることを認識していながらも、「すくすくスクール事業は、子どもを中心とした健全育成事業として、保護者から離れている時間帯すべてを補うものではない」というのが現状です。

しかし、上記にあるとおり、昨今の多様化する勤務条件や女性活躍推進法の施行に伴い、女性の社会進出もあり、江戸川区の現在のすくすくスクールの終了時間までに仕事が終わらない家庭も増えているのは事実です。

そのため、子どもはすくすくスクールが終了したあとは1人で自宅へ帰らなければなりません。江戸川区として登下校は基本1人とのことですが、昨今のニュースで取り上げられるような事件・事故もあり、1人での登下校を不安に思う保護者も多いと思います。また、お迎えが間に合わないといった理由で仕事を退職（勤務時間の短縮も含む）、他区への転出といった選択を余儀なくされます。

一般的に時短勤務が可能なのは3歳までとなっており、3歳以降の時短勤務は解消され、通常勤務となります。一般企業での勤務時間は9：00～18：00が概ね占めており、勤務先までの通勤時間の平均を1時間掛かると想定した場合、現状でのすくすくスクールの実施の時間では始業時間には間に合わないと思われます。

つきましては、下記のように改善を希望し、陳情いたします。

(裏面に続く)

記

- 1 すくすくスクールの時間を19時までに延長。
- 2 長期休暇時のすくすくスクールの時間を両親の勤務時間に間に合う時間帯（7：30～19：00）での実施。